

講演会：平成 15 年度沖縄県図書館協会総会 記念講演
利用のために保存する --- 資料保存をどう考えればよいのか

木部 徹

1.はじめに

表題を「利用のために保存する」というふうにしつらえました。私の主たる仕事は書籍や文書などの紙媒体資料の修復（コンサベーション）と、資料を入れる「いれもの」の製造です。しかし今回は、そのような技術的なことではなく、修復も含めた資料保存のための行為や実践を支えていく考え方、つまり副題の「資料の保存をどういうふうに考えていけばいいのか」ということが内容です。

2.保存 vs 利用？

こういう話をするときは、私はよく困惑するわけです。例えばこの沖縄県の図書館協会は、メンバーの方の顔ぶれを見ますと、町村立の図書館、県立の図書館、あるいは大学の図書館も含むという、本当に多様な種類の図書館の方たちが集まって一つ何か共通の問題というのを自分たちで考えていこうと、おそらくそういうことで作られた協会だろうと想像します。そこで資料の保存について話すということになると、一体どういうことを話したら共通のことがらになるのか。皆さんもきっと、どうして資料の保存などということ話すのだろうと、違和感を持っている方がおられるだろうと思います。自分の属している図書館の立場とか、位置というのを考えてみると、資料保存というのは国立国会図書館であるとか、国立公文書館であるとか、沖縄の県立公文書館であるとか、そういったところが一生懸命考える話なのであって、どうも自分たちにはあまり関係のない話なのではないだろうか。

私も実はそうなんです。多様な図書館の方が集まったところで資料の保存のお話をするときには、一体どういうふうにアプローチしたらいいのだろうと、ある種の違和感があります。こうした違和感がどこからくるのか？

問題を解決するときには、やっぱり図書館に行って調べるのが一番です。そこで図書館関係の本というのを借りてきて、自分が持つ違和感の根拠というのは一体何であろうかと、考えたことがありました。そして、非常にはっきりしたわけではないのですが、なるほどそうなのかと思ったことがあります。

私が生まれた昭和 25 年（1950 年）に図書館法ができました。この中で資料保存というのがどういうふうに書いてあるのかなと思って読んでみました。そこでは「図書館とは」として、こんなふうに書いてありました。

「この法律において図書館とは図書記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的としている」。

当たり前と言ったら失礼ですが、ごく一般的なことが書いてあって、これに何か異論のある人はいますかと聞いたら、まずおられないでしょう。

さて、図書館法は法律なのですが、昭和 38 年（1963 年）に、「中小レポート」と呼ばれるひとつの報告書が出ました。日本の図書館運動、日本全国に図書館を建てよう

という大きな動きに至る起爆剤になったような非常にインパクトの強い報告書です。「中小都市における公共図書館の運営」というレポートですね。この中で資料保存はどのように考えられているのか。

「昭和 25 年に図書館法が成立して図書館界が落ち着いてくると、一時片隅に追いやられていた古い図書館思想がじわじわと動き始めた。それは徹底的に批判されず放置されていただけなので、図書館活動が中だるみになってきたり、停滞したときにさも新しい理論のように登場して、せっかく前進してきている図書館活動の足を引っ張り始めた。図書館の保存的機能云々等がそれである」。

言い方も厳しいですね。これは背景というのを考えるとよく分かるんです。それまでの図書館、特に県立の図書館とかは必要な資料を集めるのだけれども、敷居が高い。なんとなくお高くとまっていたわけです。図書館を利用する人というのは専門の研究者とかだけでいいんだと。一般の市民が「下駄履き」で図書館に来るなんていう話はないのだと。このように、レポートが出てくる時代的な背景を考えないといけないわけですが、ともあれ、市民の図書館という運動の先駆けになっていったこのレポートの中では資料保存というのは、こういう形で考えられてきたわけです。

中小レポートの中の資料保存で非常に特徴的なのは、「表紙が剥がれていたり、汚くなったものをいつまでも棚に並べて置くことはむしろ有害である。あたかも伝染病の如く全体の汚損を早めるばかりである。製本して利用する必要のないものは進んで不用、洗い出し処分を行うべきである。書庫は絶えず新陳代謝が行われ、常に新鮮で

魅力あるものにしておかねばならない」というところでしょう。

図書館を日本中に建てようという、前川恒雄さん等が中核になってやってきた日本の公立図書館運動は非常に素晴らしいものだと思います。下駄履きで、普通の人が図書館に行ける、それが市民のための図書館なんだよということを私どもに教えてくれたし、実際、図書館が全国に建っていくわけです。ただそれと裏腹にと言いますか、同時にと言いますか、なにか置き忘れていったようなものは当然あったのだろうと思うわけです。

こうした運動を推進してきた方たちを、ここでは利用派というふうに呼ばせていただきたい。当然ながら図書館の中には、この方たちが批判している、「古い」図書館思想を持った保存派の方たちがいます。図書館の役割の第一というのは資料の保存なんだ、そのために利用が制限されることがあってもしょうがないではないかと、そういう意見も当然あるわけです。そこで「保存 vs 利用」という枠組みがここでめでたく成立するわけですが、80年代になってこういう保存派と利用派の対立、考え方の違いというものが、ちょっと言葉は良くないのですが虚仮（こけ）になるというか、どっちもアウトだよ、という問題が出てまいりました。

3. 酸性紙問題が提起したこと

本や雑誌というのは紙を媒体としていますが、19世紀の真ん中ぐらいから紙の作り方が根本的に変わった。それまでは私たちの服のボロや、楮などの靱皮繊維から紙を作ったのですが、材木のパルプというとても短い繊維を使うようになった。そして薬剤をいろいろ入れて白くしたり印刷しやすくした結果、ある年数を経ると内側から酸が出てきてボロボロになっていってしまう。

この技術は世界中で採用されましたから世界中で酸性紙が作られていった。そして80年ぐらいすぎた結果、どうなったか。

アメリカの図書館の場合、1850年代以降に作られた本の4冊に1冊が酸にやられて利用不可能になってくる。こうなると図書館が図書館ではなくなってしまう。自分たちの蔵書がなくなっていくわけですから。ヨーロッパも、アメリカほどではありませんが、蔵書の15~20%ぐらいが駄目になっている。

それは海の向こうの話だろうと思われるかもしれませんが。日本は平均すると3~5%ぐらいです。ただ、1890年代、1900年代の本は、アメリカでは8割とか、9割近く駄目になっていますが、日本の場合でも3割ぐらいの率に達しています。3冊出納すると1冊ぐらいは駄目、という話です。酸性劣化はエンドレスですから、劣化した本の比率はどんどん増えてくるわけです。これはちょっと大問題かなと。

草の根を分けても資料を探し出して利用者に提供する、これが戦後の図書館の基本ポリシーです。これは利用派も保存派も関係なく、みな賛成するでしょう。しかし、酸性劣化した本は自己崩壊していく。それも、ある年代に作られた、マス(群)としてのコレクションが、群として崩壊していく。そうしますと、利用派と保存派との対立はアウトになる。なぜって、蔵書が自己消滅するのですから利用派も保存派もないじゃないですか。

いや、ウチの公共図書館は活きの良いのをどんどん並べていく、駄目になったらどんどん取り替える、いつも新しいんだから酸性紙なんて関係なしと---。しかし、そういう図書館に利用者が来られて、「こういうものを探しています。1925年に出版されたものです」となったときに、自分のところになくとも県立図書館からは借りて貸す

ことができる。そこで県立図書館のデータベースにアクセスするとします。確かに県立図書館の目録にはありました。しかし、県立図書館の方が書庫に行ってその本を開けて見ると、酸性紙で紙が傷んでいてとても館外に貸し出すことはできないということが実際に起きているわけです。さて、この場合ですが、それは県立の図書館だけの責任でしょうか？ 貸してもらう方も責任があるということにならなければ、この草の根を分けても探し出して資料を提供しようというポリシーは一体どうなるのだと私は思います。もしこのポリシーに変更がないとするならば、今までの「利用 vs 保存」という枠組みではない、新しい枠組みで考えていくしかない。

4. 利用のための資料保存

日本の場合には80年代の半ばぐらいから、新しい利用と保存の枠組みを作っているという運動が始まりました。この枠組みを簡単にいうと「利用のための資料保存」です。

なぜ資料を保存するのか？ その資料を利用してもらうためです。資料というのは、利用できる資料が資料なんです。利用できない資料というのは資料ではない。利用できない資料をどれほど抱えていたとしても、利用できないのだから、それは資料ではないのです。英語圏ではプリザベーション・フォ・アクセス(Preservation for Access)というのですが、アクセスを保証するためにこそ資料は保存されるべきでしょう。

酸性紙問題を契機とした新しい資料保存の動きは、酸性紙の被害がもっともひどいアメリカで始まったのですが、利用のための資料保存というのをはっきりと打ち出したのは日本の方が早かったのではないかと。これは、いままで述べてきたように、日本の公共図書館運動というのが独特だったこ

とが、大きく影響した。公共図書館の人たちが資料保存の分野に積極的に関わってきた。利用をずっと推進してきて、あるところで、このままで良いのかと思った公共図書館の人たちがいるわけです。いつも金太郎飴のように人気のあるベストセラーを何十冊も買って短期の貸出率だけを誇ってきた人たちが、これでいいんだろうか、図書館というのは何なのだろうと。その人たちが、利用と保存とを対立概念として考えるのではなく、二つを止揚して、利用のための資料保存という新しい枠組みを作りました。

ここは、日本の資料保存の運動が非常に誇っていいところだと思います。だから日本がアチラよりも遅れているということではなくて、少なくとも考え方としては非常に真っ当な形での新しい枠組みを作っていた。その資料の利用を、現在はもちろん、未来にわたって保証していく、いや、利用を一層促進させるためにこそ資料の保存はあるべきだと。資料保存というのは、実は、非常にアグレッシブな行為なんだと。

5. ブッカーをかけるのは？

では、この新しい枠組みの中でやるぞということになったとして、一体、何を、いつまで、どういうふうに、資料として保存するのか。個々の図書館では目の前の資料に対して具体的に考えて実行せざるを得ないわけです。

いろんな切り口があると思うのですが、私は、表紙にブッカーをかけるというのが、この問題を考えるときに分かりやすい切り口になるのではという気がします。ブッカーというのは本の表紙の上にかけるプラスチックのフィルムですね。実は今日午前中に県立図書館の中を案内していただきました。たいていの本にブッカーがかかっていました。そこで皆さんにも一緒に考えてい

ただきたい。ブッカーを蔵書にかけることは良いことなのか、悪いことなのか？

「良い」というのは、論理の筋道としてはあるわけです。なぜかというと汚れてもすぐに拭き取ることができるし、清潔だ。確かにそうです。紙や布に着いた汚れというのはなかなか取れないんですが、ブッカーというのはちょっと汚れても拭き取れるわけですね。耐薬品性も非常にいいフィルムを使っていますから、図書館によっては貸し出しされた本をアルコールで全部拭くというところがあるぐらいです。それから本体の表紙の上に、ジャケットというのがかかっている本がたくさんあります。ここに本体に関連した情報が盛り込んでいることがあります。ブッカーはジャケットもいっしょに被せることで、情報を全部提供できる。フレキシブルな表紙の本の場合では、ブッカーをかけることによって製本が強化されます。こういことを考えると表紙にブッカーをかけるのはとっても良いことだ、という論理はあるわけですよ。

しかし、表紙にブッカーをかけることは「悪い」というのも、ちゃんと理屈が通るんです。フィルムが破れて、めくれてきて、ベタベタしてくるとか、一度かけたのを外すのが困難だと。大体ブッカーというのは元の資料のものではないし、オリジナルが持っているマチエールを損ねるとか、そう言う人たちもいます。表紙にブッカーをかけることは悪い派の言い分です。そして、さきほど言ったように、ブッカーは良い派というのは良い派としての理屈があるわけですよ。

ですが、良いか悪いかというアプローチではなくて、ちょっと次のように考えて欲しいのです。「なぜか？」というアプローチです。表紙にブッカーをかけるのが良い、それはなぜか？ 表紙にブッカーをかけないのは悪い、なぜか？ もちろん、さ

っきの理由がその「なぜ」の答えなのかもしれない。でも私の聞きたいのはそうではないのです。なぜ「かけるのが悪い」とのと、かけるのが良い」というのが出てくるんだらうか？ それはなぜか？ ということなんです。どっちも理屈はちゃんと通っているんです。悪い方も良い方も通っている。

ある資料があったとして、なぜこの資料を、なぜいつまでも、なぜ3年でいいのか、なぜこういう方法でやるのかという、「なぜ？」です。このWhyという問いかけ、Howとか、Whatという前に、なぜか、どうしてか？という問いかけをやっぱりするべきなんです。それが行われるならば、さっきの「良いか、悪いか」が、解決の方向に行くのではないか。資料というものは世界中に山ほどあるし、毎日毎日ものすごい量が作られる。そのありとあらゆる資料をいつまでも永久に、現物にアクセスできるように、一つの図書館で集めて保存するということはできないんです。当たり前ですね。どんなに大きな図書館でもできない。また、先ほど述べた自己崩壊する酸性紙の資料のことを考えあわせれば、自ずと、それぞれの図書館がどういう資料を揃えて、それをいつまで、どういう形で提供するかが決まってくるはずです。なにに照らし合わせてそれを決めるかといえ、ウチの図書館の使命あるい理念に照らしてのです。自分の図書館はどういう使命を持っているのか。ウチの図書館は、どういう蔵書構築の方針、若しくは理念というものを持っているんだらうか。そもそも私たちの使命というのはいく何だらうということなのです。

ウチの図書館はこういう使命を果たすために何を集めて、それをいつまでどういうふう保存していつ、あるいは廃棄していつ、利用してもらおうのか。それがはっきりすれば、ある期間内だけ持っている資

料というのならばブッカーをかけたって別に構わないと思うんですよ。蔵書構築の方針や理念が決まっいて、うちがブッカーをかけます、なぜならこの資料は、100年後にもウチの図書館の資料として残すというものではないんです。だったら、さきほど挙げたメリットがあるのですから使えばよい。しかし、例えば手書きの古い郷土資料があったとして、唯一の貴重なもので、といった場合には、それにブッカーをかけることはまずあり得ないでしょう。

口幅ったい言い方に聞こえたならばお許しいただきたいのですが、日本の図書館は、公共図書館に限らず、大学等の研究図書館も含めて、自分の図書館の使命あるいは理念というののははっきりしない機関が多いのかもしれない。使命あるいは理念は蔵書構築（廃棄も含めて）の方針に反映されるのですが、お客様の求めるままに、あるいは図書納品業者（？）の勧めるままに、資料を揃えるというのは使命でも理念でもないとは思うのですが、どうでしょうか？そして、もしも使命も理念もない蔵書構築をしてきたのならば、資料保存もままならないのは当然です。

6. ハーレイクインロマンと図書館協力

これは昨年（2002年）の図書館大会の資料保存分科会での報告でも話題になったことです。もう記録として公にされているからここで話ししてかまわないでしょう。東京都下のある市で、さきほど述べた市民の図書館運動の中核のひとつになった図書館があります。貸出率が抜群によい。その方が図書館大会の資料保存分科会で基調報告をなさって、東京都立図書館に対してこういう批判をしました。

その図書館はハーレイクインロマンを全部揃えている。利用したいという人がたくさんいるんだと。それで今までずっとハー

レイクインロマンを全部買い続けているんだそうです。しかし書庫がだんだん狭くなってきて置くところがなくなったと。それはそうだろうと私も思いますが、それで都立の図書館に対して、これをおたくで預かってくれないかと相談したわけです。都立の図書館自体、いろいろな問題を抱えているのですが、その話は措いて、この話だけに限定しますと、都立図書館に預けますが、ウチから請求があった場合には、インターライブラリーローンで貸してもらいたい。それで利用者に対しての未永い提供を保証したいと。

都立図書館はこれを断りました。ウチはそういう本はそもそも置かないんだよと、結局、拒否しました。ところが市のほうの図書館は、都立図書館はとんでもないと。利用者がいて、ハーレイクインロマンへのニーズがあるにもかかわらず、その資料を置かないのはなんたることだ、だいたい都立図書館というのは、都下の市町村立図書館のバックアップ機能があるべきではないか、という話でした。

これに対して私はコメントしません。先ほどのブッカーは、個々のというか、ウチの図書館の使命や理念を明確にさせること、それが個々の図書館にとっての資料保存の基本であり出発点だという話でした。一方、ハーレイクインロマンは、個々の、それぞれ独自の使命と理念を持つ図書館が手を結んで「資料保存のためのあるべき図書館協力」をするには、どうしたら良いのかということです。「ウチの」と「ヨソの」がうまく組み合わされないと本来の資料保存は成立しません。

さてこのハーレイクインロマン、皆さんの立場ならばどうしますか？ そういう問いかけで、わたしの話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

きべ とおる：（有）資料保存器材

（本稿は2003年9月16日に沖縄県立図書館で行われた平成15年度沖縄県図書館協会総会記念講演のテープおこし原稿をもとに講演者が加筆修正したものです）